

聖籠町訓令第十七号

聖籠町職員表彰規程を次のように定める。

平成二十四年十月十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員表彰規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、町の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第二条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる職員を表彰する。

一 町の事務事業に関し、特に顕著な功績のあつた者
二 職務に関して善行があつた者又は他の模範とすべき行為があつた者
三 前二号に掲げる者のほか、町長が特に表彰する必要があると認める者

(表彰の方法)

2 前項の表彰には、金品を添えて行うことができる。
(表彰の時期)

第四条 表彰状の贈呈は、毎年三月三十日に行う。ただし、特別の事情があるときは、その都度行うことができる。
(死亡した町職員の表彰)

第五条 被表彰者が、表彰の日以前に死亡した場合は、その表彰は遺族に贈る。

(内申手続)

第六条 この訓令による表彰の内申をしようとする者は、職員が第二条各号のいずれかに該当すると認めたときは、別記様式による内申書に所要事項を記載して、町長に提出するものとする。

2 前項の内申書の提出期限は、毎年二月末日とする。ただし、特別の事情があるときは、その都度提出するものとする。

(その他)

第七条 この訓令に定めるもののほか、職員の表彰に關して必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 年四月一日から適用する。

2 号～は廃止する。
（聖籠町職員表彰規程（平成元年聖籠町訓令第七

別記様式(第6条関係)

聖籠町長 様

年 月 日

内申者氏名

(印)

表 彰 者 内 申 書

所 属	
職 名	
(ふりがな) 氏 名	
該 当 条 項	第1号 (顕著な功績)・第2号 (善行又は模範行為)・第3号 (その他)

(功績等の内容)

その他参考事項(資料があれば添付する)

--